

# 令和3年度都道府県単位保険料率の算定について



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

## 令和3年度政府予算案を踏まえた収支見込について(概要)

### 【医療分】

令和3年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(薬価改定等)を踏まえて算出した結果、単年度収支差は2,900億円、令和3年度末時点の準備金残高は4兆2,000億円が見込まれます。

収入について、収入総額は令和2年度(決算見込み)から3,900億円の増加となる見込みです。これは、政府予算案を踏まえると、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が4,200億円増加する見込みとなること等によるものです。

支出について、支出総額は令和2年度(決算見込み)から6,200億円増加する見込みです。これは、主に、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることによるものです。

### 【介護分】

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和3年度の介護納付金の金額や令和2年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和3年度の介護保険料率は、令和2年度の介護保険料率1.79%よりも0.01%ポイント上昇し、1.80%となります。

なお、介護納付金については、令和3年度は10,500億円の見込みであり、令和2年度から200億円増加する見込みです。

これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額(令和元年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額: ▲1,000億円)の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加に加え、介護報酬改定(+0.7%)の影響があったこと等により増加したこと等によるものです。

### 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         拠出金等対前年度比                          + 272 } + 443                          + 172 }                          ▲ 0                     </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80%  納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 令和3年度都道府県単位保険料率の算定について

- 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和3年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（単位：％）

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ <sup>*</sup> 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ <sup>*</sup> 反映後) (d)	インセンティブ <sup>*</sup> 分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.29	－	－	5.29	10.00	10.00	10.00	0.000
佐 賀	7.05	▲ 0.19	▲ 0.79	6.07	10.77	10.70	10.68	▲ 0.027

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45％）、前期高齢者納付金等（3.54％）、保健事業費等（0.74％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も入れてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2）の「令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

# 都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

